

梶田稔議員の一般質問に対する 町当局の答弁及び再質問

青木孝憲町長答弁

梶田稔議員のご質問にお答えを致します。

道路整備計画であります。いろいろな路線名等々を含め、武豊町の現状についてご指摘の上、その到達点等お伺いを受けました。

いずれの道路も道半ばと、これが現状ではないかと思うわけであります。特に、私どもが力を入れて参りました道路には、町道として、1級とか2級とか私たちなりにランクを付けてやっておるわけであります。めばしいものを、私はご報告をさせていただきながら、あとは担当から補足をさせていただきたいと思えます。

まず、一番武豊の北側で少し残っております環状線であります。これは、既にご案内の通りだと思えますが、梨子ノ木第2の土地区画整理事業で用地を産み出していただいて、その周辺の土地利用の増進を図りつつということでありましたが、どうしても関係地権者の合意がとれずに、遂に、単独でやる方向にいま切り替えたところでございます。

17年度から用地買収に着手しながら、早いところ貫通させることに、これから取り組んでいくということでもあります。

次に、六貫山線であります。六貫山線は、北から中山地区から順次やってまいりまして、今回、ここ3年ほどで緑丘小学校からアカデームの交差点まで、ようやく完了したところでございます。

この路線は、武豊小鈴谷線までであるわけでありましたが、これらの路線は、大きな事業でありまして、いずれも公共事業としての国の採択が、あるいは県の単独県費事業か、いずれかの採択が必要でありまして、これからの問題と致しまして、こうした特定財源の確保という問題があります。

同時に、アカデームの交差点から東に向かいます武豊港線、これも東の方から道半ばであります。

これらにつきましているいろいろと、あらたな同時に特定財源が得られればともかく、なかなか困難な状態にあるわけでありまして、当町としても重要な丘陵地の道路として考えて進めいかなければならない、こんなふうには思っておるところでございます。

次は、武富線であります。武富線の中でいま課題となっておりますのが、東大高地区の郷道東の交差点であります。これにつきましては、現在、設計を進めており、局部改良であります。こうしたものを進めたいと思っております。

その他、2級道路と致しまして各路線があります。それぞれ、概ね進めて参ったわけがあります。大体、2級につきましては、町単独事業でありまして、多分に財政状況あるいは地主さんのご理解等々、たくさん要件をクリアしなけりやなりませんので、課題道路と

してはたくさんあります。

そうした中で、ここ2～3年の課題と致しまして、町民会館のオープンということに合わせまして、川尻方面の道路に相当重点を置き、さらに、やすらぎの森への進入路についても重点を置いたということで、いささか他の路線に少し財源が回りかねたと、こういうことを教訓としながら、より機能が早く発揮されるような、こうした整備方針を進めるとともに、ある部分では総花的にあちこちにやらなきゃならない、大変苦しい採択、苦しい財政事情であります。

これからもありますが、国の特定財源、あるいは県の財源、こういうことではありますが、国が前から申し上げておりますように、一定の特定財源ということから三位一体改革によりまして、補助金という制度から一般財源化されると、これに伴うまちづくり事業としての交付金制度等、これらが少しいま不透明な部分がありますが、こうしたものをこれからすっきりとしながら、武豊町における、改めてこれからの道路整備計画の順位とかまちづくりとの関わりをつくらなきゃならない、こういうタイミングに至っている、こんなふうにご理解をいただき、さらに詳細につきましては、担当からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、公用車の燃料の購入関係であります。

公用車の燃料に限らず、他の消耗物品等につきましても、町としては公正・公平・適正な価格で購入することを大前提としておるわけでありまして、町内に7スタンドだったと思うんですがスタンドがありまして、共通の形で納めていただくということでありまして、その結果が、いまご指摘があったようなことも確かではあるかと思いますが、できる限り公平・公正に整える、こういうことであります。

そうした中で、特にご質問のスタンドに多かったのは、ある程度、老人福祉センターへ通うバスの通路にあたり、ちょうど良いというようなことも若干あったわけでありまして、ご質問の中にありました特定議員の地位、こうしたものによつての誘導とか、そういったことは一切影響を受けておりませんので、この点は、私の方からはご理解いただくと、こういう言葉しかございませんのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、地方自治法の議員の兼職規定でございますが、これも法律上の解釈問題であります。特定の業者が、その営業の中で、地方自治体と非常にウエイトの高い営業、シェアでありますと、これは些か問題があるわけでありまして、この私どもが購入しております総量に対して、推計されますシェアは相当低いものだということでありまして、法的な形で兼職規定には触れないんじゃないかと、こんなふうに理解をしているところでございます。

今後も、そうした少しでもやはり疑問を持って、こうした質問がある限りは、私ども襟を正したり、いろんなことをしなけりゃならない、ということをしつかりと肝に銘じまして、公用車燃料についての購入の改善をしまいたいと思うわけでありまして、

詳細は、また担当からお答えをさせていただきます。

厚味孝一産業建設部長答弁

道路整備計画の推進につきまして、答弁させていただきます。

まず1点目の前期の到達点等のお話でありまして、幹線道路の1級道路につきましては、町長が申し上げた通りであります。

それで、私のほうからは、幹線道路なんですけれども2級町道につきまして、答弁させていただきます。

町道2級でありますけど、北山線につきましては、一応整備は終了しております。

それと、上山ノ田線ではありますが、こちらにつきましても整備は終了いたしております。

次に、川尻線であります。町民会館へ入っていくところの川尻線ではありますが、平成16年度で一部歩道部分を残しまして完了いたしております。

次に、これも町民会館関連でございますが、大門田線ではありますが、平成16年度で完了いたしたところであります。

次に、目堀線ではありますが、こちらにつきましては、豊橋の落橋防止の設置工事は完了しましたが、歩道についてはまだ未整備で終わっております。

次に、その他道路でございます。

その他道路としましては、原屋敷・上原第4号線ではありますが、いわゆる墓園・総合公園の進入路ではありますが、平成15年度で完了いたしております。

それから、山・上原第1号線につきましても、同様に完了しております。

次に、大門田第1号線ではありますが、平成15年度で完了いたしております。

なお、前期では、これらの投資額ですけど、約8億5600万円ほどになっております。

次に、問題点、教訓ではありますが、整備路線のうち、財政事情によって用地取得等に困難性がありました。町の主要施策であります町民会館、また総合公園・墓園に関する道路整備に重点を置いてきたところであります。

12路線のうち、暫定完了を含めまして、8路線の整備が、先ほど申し上げた路線が完了をしております。4路線が、いま現在事業を実施中であります。

今後、限られた財源の中で、後期の事業を含めまして、進めて参りたいというふうに考えております。

次に、2点目でございます。

今後、後期についての全体の計画はどのようになっているか、ということでございます。

都市計画の基本といたしましては、道路にあります。整備された道路は、交通アクセス等に効果を発揮するだけでなく、緊急輸送道路として、また市街地の貴重なオープンスペースとして有効であります。

特に、県事業であります。古場武豊線並びに嶋田高代線、それと榎戸大高線、知多東部線、これは武豊町全体の交通網を整備する中で、重要な5路線として認識しておりますので、引き続き県に対しまして早期完了を要望してまいりたいというふうに思っております。

それと町事業ですね、町事業につきましては、先ほど申し上げました前期で完了できなかった路線、並びに後期で計画されている道路計画の中で計画されている路線の整備を図

りながら、県の道路事業と連携を図っていくことが重要であると考えております。

そこで、社会経済事情が、情勢が変化する中、きびしい財政状況の下、特定財源、補助事業も視野に入れながら、道路整備を進めていきたいと思っております。

そこで、整備計画の中身ですけど、町道 1 級関係であります。

先ほど、町長が申しあげました環状線ですが、17 年度から用地買収に着手したいというふうに考えております。

次に六貫山線ですが、北中根交差点から以南につきましては、土地の買い取り申し出がある都度、用地買収に対応して参りたいというふうに思っております。

次に武豊港線ですが、環状線がまず終了するということを前提に、環状線整備が終了次第考えていきたいというふうに思っております。

武富線ですが、先ほど町長が言われたように、現在、郷道東で着手しておりますので、継続して進めて参りたいというふうに思っております。

次に、町道 2 級であります。

まず、梨子ノ木線ですが、これは祠峯地区の区画整理事業で対応して参りたいというふうに考えております。

目堀線の歩道整備ですが、当面は、建物の建て替え等に合わせて、用地をセットバック等で確保していきたいというふうに考えております。

次に、大高山線ですが、これは県事業の知多東部線の南進の整備に合わせて、着手するタイミング等を図って参りたいというふうに思っております。

次に、その他道路であります。白山・山起第 1 号線ですが、平成 17 年度で詳細設計を実施し、平成 18 年度から補助採択されるように、いま県と調整をしておるところでございます。

次に、丸山・大門田線ですが、これについても県事業の知多東部線並びに榎戸大高線とのタイミングを図りながら整備する時期を決めて参りたいと、かように考えております。

また、生活道路につきましては、住民の日常生活に密着した道路でありますので、引き続き地域住民からの要望等把握し、住民生活の利便性と安全性の向上を図って参りたいと思っております。

それから、3 点目のバリアフリー化の推進の関係でございます。

歩道設置という観点からは、前期の到達点として、六貫山線、川尻線、大門田線、原屋敷・上原第 4 号線、大門田第 1 号線につきまして歩道設置したところでありまして、

17 年度予算におきましても、名鉄四畝、先ほど申しあげました名鉄四畝を含む白山・山起第 1 号線に、歩道設置をするための詳細設計等と、それから町民会館の南側に位置します嶋田・白山第 1 号線につきまして、約 230 m にわたり歩道を設置してまいります。

また、大門田・白山第 1 号線についても、歩道の設置等の道路整備をするための調査設計をしてまいりたいと考えております。

次に、歩行者の安全という観点からでは、平成 14 年から子どもに優しい町づくり、道づくりという点検テーマから、武豊小学校区内の通学路の点検を実施したところでありま

す。

武豊小学校、半田警察署、知多建設事務所、武豊町の防災交通課、土木課が一緒になって、子どもの目線で点検したところであります。

具体的には、歩道の舗装と側溝の段差等の解消、道路標識とか道路側溝とか、道路の舗装等について、通学の支障になっているかどうかの点検をいたしました。

その結果、53カ所の指摘がされ、現在のところ36カ所について処理が終わっておりますが、残りの箇所についてできる限り処理して参りたいと思っております。

また、15年度においては、衣浦小学校区において、同じく通学路についての点検を行いました。

その結果が61カ所の指摘がされ、その内28カ所の措置が終わっております。

また、16年度におきましては、緑小学校区内の通学路についても、同じく点検を行いました。

その結果、36カ所の指摘がされ、その内13カ所の処置が終わっております。

次に、後期における具体的な方針であります。歩道設置につきましては、財政的な問題もありますが、環状線や武豊港線はじめ、特に町道1級2級については可能な限り実施していきたいという方針であります。

以上であります。

石川憲夫総務部長答弁

質問の2点目につきまして、お答えを申し上げます。

まず最初に、平成11年度以降の業者別の購入実績であります。11年度から今年度の17年1月までの実績を申し上げます。

現在、廃業されている業者も実績がございますので、併せてお話を致します。

最初に、丸満石油さんです。25153リッター、金額が205万5千円ほど、天木石油、使用量5万3176リッター、金額が480万5千円余、多賀屋、使用量3万0035リッターで、料金として16万4千円余、大栄舎、2万8404リッター、金額が298万4千円余、日清石油、4万3830リッター、金額が444万2千円余、衣浦興産、使用量3611リッター、料金が36万7千円余、コメマゴ、使用量が1180リッター、料金が11万3千円余、中川物産、152リッター、1万7千円余、HPセルフ武豊、使用量69リッター、金額7761円ということになります。

それから、2点目。安売りスタンドで購入がなかった経緯、理由であります。

いろいろ問題がありまして、私どもは、公用車の燃料の購入につきましては、愛知県石油商業組合知多第一地区長と覚書を取り交わしまして、石油を購入してきたということになります。町内の業者で、この組合に加入している事業者の給油所で購入していたということになります。

その後、当時の事業者が廃業となったり、また新たに新規の開業がでてきたわけですが、昨年6月議会のご議論も踏まえ、その在り方について十分検討をし、町内の全給

油所に対しましても燃料の価格のアンケートも実施してきたわけであります。

物品の調達につきましては、私ども、職員で組織しております内部組織であります物品調査会議というものがございまして、この中で物品調達の在り方について、より公正性を保つために議論がなされておるわけでありますが、今までの在り方で良いのかどうか、十分にその場においても十分に議論を重ねてまいりました。

結果と致しましては、安売りスタンドにおいては、現金販売が主流だということでありますが、掛け売りが可能であり、また請求書を調製する際に、使用した公用車のナンバーをキチッと入れてもらった明細書の交付ができるかどうか、というようなことで、その条件が整えば、当然であります、そちらの方からも購入をしていこうということでありまして、先方とその辺の内容を確認をしたわけであります。

新たに開業した事業所は、いわゆる支店でありまして、そういった内容について、お答えができる方が現場には居なかったということで、若干、その確認に手間取りました。何回も、交渉と申しますか、お話し合いができる状況についてお願いをした結果、いま申し上げた条件がクリアできるということで、本年の1月から公用車の一部をそちらのスタンドに割り当てを致しまして、購入を開始をさせていただきということであります。

それから、3点目。公用車燃料の購入の在り方、契約の在り方等々についてであります。

燃料価格につきましては、愛知県石油商業組合知多第一地区長と協議をしまして、その覚書に内容を明記しております。この3条には、燃料の価格が経済情勢等に著しい変化が生じた場合は、協議の上、変更できるものとしております。

ご承知の通り、現在では、中国の異常な経済発展等によるエネルギーの不足がございましたり、また産油国における治安情勢の悪化等によりまして、原油価格の変動が非常に激しい昨今でありまして、以来、平成15年度においては6回の覚書の交換をしております。

覚書を交換する手続きということではありますが、当然、相手方の代表者との協議をする中で、市場価格の変動等、それから値上げが要請されたときには、その理由等もしっかりと確認を致しまして、進めてきておるわけであります。

半田市も同じような進め方をしておりまして、半田市の契約状況についても確認をし、進めさせていただいております。

併せまして、質問者ご指摘の石油情報センター、これについての価格情報も参考にし、覚書を取り交わしておるといところであります。

ご指摘の、平成11年以降27回のうち25回、石油情報センターのデータに比べて高く契約をされているというふうにお話がありましたが、私ども、平成11年以来、23回単価更新をさせていただいております。

ご指摘がありましたので、しっかりと担当にチェックをさせておりまして、概ねほぼ県平均の価格にあるという認識をしております。レギュラーガソリンだけで確認をしましたところ、23回のうち12回は若干ではありますが私どものほうが安いという確認をしております。4回ほどが同じ単価、それからあとの7回については町の購入単価が高く推移していると、そんなことでありまして、ほぼ県平均並みで購入しているという認識をして

おります。

それから、契約の実態、町内の全事業者が参加しているような記載になっていないというようなご指摘であります。平成11年5月1日の燃料購入に関する覚書、この年は梶田議員も承知していただいておりますが、ここに発注者武豊町と受注者愛知県石油商業組合半田支部のうち、武豊町内に事業所を置く石油商業者（別紙名簿）という、この覚書の別紙に名簿が記載がありまして、当時、9事業者と覚書が締結がされているということでもあります。

当時の資料から類推を致しまして、9事業者の内、7事業者に公用車を割り当てをし、購入をしている経過がうかがえます。当時、富貴石油、それからサンライズ武豊、これはどちらも町内の中心から、若干、町の境界にスタンドが立地をしているということで、当初から割り当ての対象から除外がされているという確認をしております。

平成16年6月1日現在につきましては、5事業者に割り当てをしているということでもあります。これは、丸満、コメマゴさんが廃業によった内容であります。

それから、17年1月より、この石油商業組合加入以外の新たな新規事業者2業者を付け加えまして、7事業者から石油を購入しているという状況であります。

それから、議員系のスタンドの購入量が最高だということではありますが、これは町長からもお話を申し上げたとおりでありまして、センターバスが役場を中心に、経路が指定がされておりまして、その関係で天木スタンドの軽油が給油されているということでありまして、ご承知の通り、センターバスにつきましては、16年度をもって廃止がされておりまして、16年度実績を見ますと、天木石油につきましては、このなかではたくさん給油があったわけですが、それがなくなったことにより、そのシェアも大きく減少をしているというふうに認識をしております。

年間の購入額が、300万弱であります。その中で、約40万から90万ほどのバラツキがあるということでもあります。それぞれの年度で、1位事業者と2位事業者の差が11年度が19万、12年度16万、13年度23万円、14年度13万円、15年度は2万円あります。

われわれとしては、できる限り均等な購入をということで努めさせていただいておりますが、配車の関係で、こういった差が出ているということではありますが、町長からもお話を申し上げたとおり、地位利用でありますとか、利益誘導があったということは決してございません。この点につきましては、担当の職員にも、その点についてしっかり確認をして、正々堂々と申し上げることができると思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

梶田稔議員質問

再質問いたします。

最初の、道路整備計画の推進についてでありますけれども、諸般報告等で町長の方から

も、六貫山線については、北中根交差点、アカデームまでで、これをもって暫定完了だという報告がされました。

それで、暫定ということですので、まだこれで全部終わりということではないというのは、もちろん言葉としては理解するわけですが、六貫山線の道路整備計画を見ますと、後期にもキチッとがついておりますね。先ほどの部長のお話では、用地取得を当面は進めるという話ですが、道路の築造という具体的な事業としては、後期の中に含めていないのか、含まれないのか、私はぜひ含めて、折角、用地取得も努力するわけですので、そういった計画の具体的な内容についても計画に盛り込んであると思いますし、具体化して欲しいと思うんですが、その辺の見解をお尋ねしておきたいと思います。

それから、いま部長の方からは、縷々各路線について説明がありました。いま説明の中で、ここの路線こうする、ああするという説明があって、それで承りましたけれども、できれば22年まで、まだ時間が5～6年あるもんですから、県の補助事業として採択を期待するか、財政当局のやりくりを期待するか、いろいろ前提はいま聞かせてもらったとおりですけれども、担当としては、こういう年次にこういう事業をしたいという考えている腹案を持っておれば、お示しをいただきたいと思います。

それから、2番目の公用車の燃料の購入についてでありますけれども、公平・公正・適正な価格で各事業所から購入していると、これからも購入するということで、それは全く当然なことであります。

それで、私が、示していただいた資料を基に提案しているのは、もちろんそのことを前提にしてではありますけれども、経年的にずーと数字を並べてみると、どうしても疑惑がぬぐえないということを指摘しているわけで、町長は答弁の中で、疑惑が指摘された以上は、その点について検討して、今後はそういったことのないように改善するという答弁ですので、これもそのようにしていただきたいというふうに思うんですが、なぜ、ずーと、示された資料の範囲で言えば、11年以降ずーと同じ事態が続いているんですね。減るところか増えている、そこに些か疑問を感じているし、部長は、町長も同じ趣旨だったと思うんですが、地位利用だの利益誘導だのというものには当たらないし、決してそんなことはない、答弁としては、当然、こういう公の場所でそうですという答弁ができないことは、重々承知の上で質問しているわけですが、そういうきらいをぬぐい去ることができないですね。実際の数字がそれを示しているわけで、突出していると言ってしまう言い過ぎかも知れませんが、ずーとトップを走っており、減るところか増え続けているという実態については、私は否定することはできない、数字が示しているというふうに思うんですね。

そのことについて、一切ありませんというふうには、些か私自身は理解に苦しむ、数字そのものがそのことを示していると、いうふうに思うんですが、もう一度、その認識についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、購入の契約の在り方ですが、町長と第一地区長との間で覚書を取り交わして、そのようにしているというんですが、同じ武豊町内に事業所を置くスタンドが、遠隔地に

あるために2つの事業所は当初から除外しているということ、それから、いま総務課の担当のところに手元にある覚書の実物は、平成16年12月1日に取り交わした覚書が、最終の覚書だということを確認しておりますけれども、その確認にもかかわらず、平成17年1月から二つのいわゆる安売りスタンドが参入をして、1月度は実績を生んでいるということになりますと、覚書をもって購入契約、給油契約を実施しているということと、17年度から随意契約、自由契約というような形で安売りスタンドとの購入が始まっているということと、どういうふうに説明をされるのでしょうか。

これからは、安売りスタンドを、大いに税金の節約が、今の世の中、どの分野にも求められているわけですから、そういうところも大いに使うということになるのでしょうか。その辺を、一つ説明をしていただきたい。なぜ、平成17年1月以降は、契約無しに、覚書無しに購入が始まったのか、経緯を説明していただきたいと思います。

もう一つ、実際の給油の価格を見てみましたら、部長が23回覚書を更新していると言って、私が27回とって指摘していることと回数違うよという指摘をされたんですが、なぜ、総務課の担当者は私にこういう資料を渡すんですかねえ。私がいただいている覚書の実物のコピーは、実物のコピーですよ。27枚もらっているんです。金額も、ずーと入っているんです。その中には、1枚は担当者には言っておきましたけれども、期日が明らかに間違っているのが1通入っておりますけれども、いずれにしても27回の覚書を取り交わしている。一度、いまからでもいいですけども、実物と付き合わせて見ますか。

それで、その内の25回は石油情報センターの価格よりも、例え1円でも50銭でもですけども、上回っているんです、事実。そういう点で、私は、なぜ、こういう高値で価格協定を結ばなければならないのか。この質問を準備するに当たって、私は、各スタンドずーと調査いたしました。おしなべて、町内の業者のガソリンスタンドは114円です、今の販売価格。安売りスタンドの中川物産は、109円です。安売りスタンドの、もう一つのHPセルフ武豊は110円です。これは、いずれも消費税内税の総額表示です。

で、12月1日の覚書、いくらになっていますか。117円60銭になっているでしょう。なぜ、3円、4円高い値段、安売りスタンドの関係で言えば、7円、8円上回って契約をするという実態ですね。

なぜ、こういう物品の購入の仕方をしなけりゃいかんのか。なぜ、安売りスタンドを採用する上で、ちゃんとした低価格で購入するという話ができないのか、不思議ではないですねえ。

因みに、いま部長が説明した平成17年1月の数字を見てみましたら、中川物産は152リッター給油して、1万7558円払っているんです。割り算すれば簡単にできます。115円50銭になります、単価。確かに、覚書の117円60銭よりも低いですけれども、いま中川物産が販売している価格よりも6円余り高い値段で買っていますね。

これが、現金払いでなくて、月末締切、翌月払いという手数料ということになるんですか。まさか、金利ではないでしょう、こんな、事実上、ゼロ金利の時代に。なぜ、こういう価格で購入しなけりゃいけないのか。安売りスタンドを利用している、新たに利用しは

じめる理由がないじゃないですか、これでは。その契約の実態について、もう一度、説明をしていただきたいと思います。

それから、天木石油の件で、弁解がましい答弁がありましたけれども、それについてもですよ、確かにセンターバスの軽油を、天木石油と日清石油だけで入れております。なぜ、天木石油と日清石油だけで入れなけりゃなんなのか。路線の途中にあるスタンドだからというけれども、路線の途中にあるスタンドはそれだけではないでしょう。なぜ、そういう満遍なく平均的に配慮する、町内業者に配慮するというのであれば、なぜ、天木石油と日清石油だけなんですか。理由にならんですよ、そんな理由は。

なぜ、そういう事態になるのか、もう一度、説明してください。

それから、町長が、地方自治法の議員の兼業禁止について、取扱業務量から、業務量の半数には至っていない、比率としては低いと、だからこの条文には触れることはない、私も承知の上で質問しているんですよ。触れることはないんです。

しかし、議員が、請負契約を結ぶ、物品の売買契約を結ぶ場合に、こういう条項がありますよという規定があるんです。

だから、法に触れないから、違反してないから、そんなことは関係ないということで済ませていいんですか。

これは、町の側と同時に天木元議員の側の問題として、自分が議員活動を、誰からも後ろ指を指されることなく、正々堂々と議員活動を展開するという立場に立てば、身边をきれいにする、それは当然なこと、元議員の側にも問題有りとならざるを得ませんけれども、町の側でも、それは配慮すべき問題で、法に触れないから何をやっても良いということにはならない、それを指摘せざるを得ないですね。

もう一度、その点について、本気で、法に触れなければ何をやっても良いと考えているのかどうか、説明を頂きたいと思います。

それから、購入方法については、今後改善するという事ですので、ぜひ改善して欲しいというふうに思うんですが、どういうふうに改善するつもりなのか。もう今は、議員でなくなったから、いままでのことはいままでのこと、これからは関係ないということになるのか、その反省の上に立って、どういう改善策をとるのか、具体的な構想があれば示していただきたいと思います。

厚味孝一産業建設部長答弁

道路整備計画の推進につきまして、2点再質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

まず、六貫山線の関係でございます。

先ほどご説明申し上げましたように、北中根交差点までは、第一次工事ということで暫定完了ということで終えたわけですけど、それ以南につきまして、いまの道路整備事業計画の後期、17年から22年の間についても、当然、後期として が打ってございます。ということで、質問者が言われた、計画的に が打ってあるから入れてはどうかというご

質問だったと思います。

それで、先ほど申し上げましたように、まずは環状線を完了させたい。その次については、当然、武富線の南進も重要です。武豊港線も、これまた重要な路線です。どちらを、これ2本ともということになると、財政的に非常に苦しいこともありますし、補助事業としての事業採択もまず2本はムリだろうということがございます。

じゃあ、どちらをという、私の担当としての話としまして、いま武豊港線が、ご存じのように、あそこは走っていただきますと、アカデムがありますが、50mか70m東に行ったところに、分譲されたところがあります。そこについては、道路の一部が出入りしております。そこに、電柱が立っておりまして、非常に危ない、これは議会でも出ておりまして、それを何とか解消してあげたいなど。

それと、あそこがいつも雨が降りますと、水がたまって、通学される方も水がかかると、通行の方に水がかかるといふ苦情も聞いております。ですから、私のいまの考えとしては、環状線が終わったら武豊港線に移っていきいたいなど。

それで、六貫山線は捨てたわけではありません。当然、後期に入っておりますので、用地取得等は、進めてまいりたいということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

それと、もう1点の22年までの補助事業を含めて、年度別の整備計画を明らかにということですけど、いまのところまだ何年にどこをやりますということは、まだ決めかねております。いま申し上げた、環状線は、絶対やっていきますということは、これは議会でも申し上げておりますし、その予算も措置しておりますので、進めて参りたいと思います。

あと今申し上げた、六貫山線に行くのか、武豊港線に行くのかというのは、まだ明確になっておりませんので、担当者としては武豊港線に行きたいという考え方でご理解賜りたいと思います。

以上です。

石川憲夫総務部長答弁

いわゆる安売り店と石油商業組合との単価契約、方針がバラバラでおかしいんじゃないかというご指摘であります。

私ども、できるだけ安い物品調達に心がけておるわけではありますが、併せまして、これらについてその供給の安定的な供給を受けるといふことも大きなねらいの一つでありますし、また町内の事業者の育成・保護ということも観点として、大きな視点であろうかと思っております。

たまたま安売り店につきましては、そういった組合に加入がされていないということではありますが、われわれに供給の意思があるということが確認ができたという話で、購入をはじめたということでもあります。

石油商業組合につきましては、先ほど申し上げました安定的な供給というような見地か

ら致しまして、特に、地震災害等危険な状況がいま言われておるわけでありますが、そういったときにおきましても、優先的に供給がいただけるような協定も取り交わしております。

そういったことで現在では、2本立てになっておりますが、そのような方向で進めていきたいと考えております。

それから、契約の更新が、ご指摘の27回と私が申し上げた23回、私も担当からもらってきた資料をもとに回数を数えたところが23回ということであります。いまのご指摘がありましたので、もう一度、確認をさせていただきたいと思っております。

それから、値段の比較であります。これはもう石油情報センターのデータを打ち出して、覚書の価格と一つずつ突き合わせをしてカウントした数字を申し上げたわけですが、若干と申しますか大きな違いになるわけですね。この辺も一回ご調整をさせていただきたいと思っております。

石油情報センターのデータの上の方を見ますと、2004年以降の価格は消費税込みの価格だと、2004年3月以前の価格については、消費税相当額が含まれておりませんということでご注意下さいという注意書きがありまして、これらの注意書に沿って確認をさせていただいた結果を私は申し上げたということであります。再度、調整をさせていただきたいと思っております。

それから、安売り店の実勢価格がかなり安いと、私どもが購入した価格は、ご指摘の通り、115円50銭であります。いろいろ調整をして、この価格でということだというふうに思います。掛け売りと現金買いとの差額が、こんなにあるかと思う気持ちは、梶田議員と何ら変わるところはありません。この辺についても、先方さんとお話し合いができれば、協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、違法がなければ何やってもいいのかという、何やってもということとは非常に範囲が広いわけでありまして、梶田議員がご指摘のものが、何やってもという意味の最高のぎりぎりなのか、その範囲を超しているのか、理解に苦しむところであります。

いずれに致しましても、当初、こういった形をとった起因を、先輩方から確認を致しますと、いわゆる一つ一つの取引額というのは5000円前後で小さなものであります。これらについては、今の制度で申し上げれば、その都度、随意に契約をして購入が一端成立をするということが、ずーと行われてきたというふうに聞いております。

結果と致しまして、ガソリンスタンドによって価格がバラバラだと、それから購入量もバラバラだというご指摘があったようでありまして、その辺の公正性とか公平性とか図ろうということで、石油商業組合という組織の代表者と価格について覚書を交わして現在に至ったと、このように聞いております。

従いまして、その辺の在り方については、これからの改善策の中で、いろいろと議論をして進めていかなければならないということではあります。50台ほどの公用車がありまして、概ねそれぞれ伝票がまいりまして請求書がくるということでありまして、ご指摘があって、そういったものを集計して、燃料額調べというようなものを調製をしたわけであ

ります。

従いまして、この実態が、一覧表になって明らかにされるということは、梶田議員が問題を提起をして、私どもが確認をさせていただきということでありまして、このことに要するかなりの時間というものと、そこから出てくる口スの部分と、いわゆる行政として公正性を確定し担保していくために、必要な事務作業だということとの兼ね合いもあるかと思いますが、以前、町長からも申し上げたとおり、さらにより良い方法については、これからも進めていきたいというように思います。

従いまして、違法でなければ何でも良いというような乱暴なことは、私ども少しも思っておりませんし、特に、今回の関係につきましては、梶田議員からもご指摘があったように、地方自治法の92条の2ですね、これの行政実例等がご紹介がされたわけですが、この地方自治法の趣旨は、主には地方自治法をくっただけであればすぐに書いてあることですので、敢えて申し上げるまでもないことだと思いますが、議会運営の公正を保障する趣旨なんだということが規定されておりまして、その議員の職を失うかどうかの判断は、議会が行うというようなことも規定されておりまして、私どもも、公正性を追求する大きな義務を負っておりますので、当然そのことについては、これからも第一の義務として進めていきたいというふうに考えておりますが、その件については、そういった法律の趣旨もあるということについても、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

梶田稔議員質問

再度、質問したいんですが、いまあとのほうで部長は、以前は、事実上、随意契約で、50台あまり、当時は何台あった判りませんが、現在に置き直せば、50台余りの公用車が、それぞれで購入して伝票処理してきたと、それでは価格がバラバラになってしまって、公平性・公正性がということが担保されないということで、契約を結んで共通の価格で購入することになったと、改善したという説明ですね。

いや私が指摘しているのは、改善されたことになっていきますかということも含んでいることは判りますね。

建設事業、水道事業などで、マスコミに言われている官製談合ということになりませんか、という意味を含めて質問していること判りませんか。

私たちが、一般の住民がスタンドへ行って給油すると、概ね114円で給油できるんですよ。それを、117円60銭という協定を結んで購入している。手数料が、そんなに3%・4%とるような協定になってるんですけども、それだけ手数料払わないと、こういう契約が結べないということですか。

なぜ、概ね、住民と同じように114円、まさか武豊町が踏み倒すわけがない、最も安定した顧客の一人だと思うんで、そして、何十万円という金額の給油をするわけですから、もっとも確かなお客であると同時に、上得意さんの一人でしょう。むしろ、市場価格よりも安く契約できて当たり前じゃないですか。

それが、なぜ、2～3%・4%高い価格で協定を結んで、安売りスタンドからも、そのほぼその値段で買わなきゃならんのか、庶民の感覚からはどうしても理解できないですねえ。

高値協定、官製談合だと言われたって仕方ないんじゃないですか、この実態は。覚書の価格の設定も、愛知県の平均を石油情報センターは、毎月10日に調べて15日に発表するというのが、インターネットに発表されている数字です。愛知県全体の平均価格よりも高い値段が、概ね協定価格になっている。町内価格から見れば、明らかに高い値段で覚書が交わされている。

税金の使い方として、改善の余地ありませんか。

なぜ、そういう価格になるのか、スタンド側の言うがままにハンコついてるんじゃないですか。町としては、こうあって欲しいと、こうして欲しいと、いう意見が反映しているようにはとても思えないですねえ。

確かに、町内業者の育成というような観点は、スタンドだけじゃない建設業者も、一般の商店の方も、役場へ物品を納入する業者に負担をかけてはいけないことは間違いないです。しかし、適正な価格で納入してもらわなければ困ります。

価格設定を含めて、改善するつもりがあるのかどうか、もう一度、お答えいただきたいと思います。

92条2の解釈について、議会活動の側から規定されていることを指摘をされました。そうです。その通りですけれども、もう一つの側面は、公共事業を発注する側の問題も提起されていることを、私はそちらに重点を置いて質問していることを、逆に、議員の側の問題ですよと言うのは、いや、そういう側面があることを僕は否定しませんよ。だから、議員が間違ったことをやれば、失職しますよという規定になっている。だから、議員の側の規定でもある。それは、部長の言うとおりです。

だけど、発注者の側、そういう人と契約結んじゃいけませんよ、そういう指摘をしていることも事実なんで、そういう側面から、発注者の側の配慮の問題、考える問題として、私は主として問題を提起している、疑義を提起している、それは理解してもらえないんじゃないですか。

そういう人と関係ないからと言って、何でもという何でもの線引きが難しいというけれども、そりゃそうです。50%以上の業務量という場合を除いては、長の適正な執行の妨げになるような場合は、業務量が50%以下でもそれに該当しますよと言っているわけで、50%が絶対じゃない。50%以下でも、そういう指摘をしているということ、私は指摘したわけで、大いに配慮すべき問題ですよ提起したわけです。

だから、何が何でもというと、ちょっと線引きが難しい、語弊がある、理解に苦しむということは、確かに物理的に線を引くことは難しいですね。それは、私は承知の上で、考え方をお尋ねしているわけです。

もう一度、その議員の資格にかかわる問題として、既に議員を辞職しているとはいえ、これは今後の私たちの議員活動の問題としても、キチツとしておこなけりゃいけないし、

当局の側も発注者の側の問題として、はっきりしておいて欲しいと、この中にも、議長を含めて直接間接そういった公共事業、物品の納入等々に関わっている議員は、何人かいるわけですから、これはこの機会にキチッと整理して、線を引いておかなければならない、私はそういう問題意識で提起しているし、これまでも昨年の6月議会や決算審査で言ってきたのも、一個人だけの問題ではない、公の立場にある執行部の側の問題として、ずーと一連の問題を提起してきたつもりでありますので、もう一度、お考えをうかがっておきたいと思います。

石川憲夫総務部長答弁

覚書の単価であります。実勢価格からして、高いというご指摘につきましては、謙虚に受け止め、これから対応していきたいというふうに思っております。

ただ、また言い訳になっちゃということで、叱られちゃうかも知れませんが、12月1日付の県の平均単価は119円であります。それから、お隣半田市の16年1日の現在価格については117・6円で私どもと同じ価格で単価契約がされておるということであります。蔑ろにしておるとは思っておりません。できる限り、自分でガソリンを消費するんだと、自分の給料、家計から支出する気持ちを忘れずに、先方かたとも話し合いをし、交渉をして、価格の改定をしていきたいと考えております。

それから、後半の指摘であります。当たり前であります。町長からも、絶えずお話があったかと思いますが、地方団体が前進をしていくためには、執行者と議決機関である議会とか歩調を合わせて、新しい公正性・公平性を求めていくべきだということでもありますので、当然、私どもも、その辺については十分な関心をもって、進めていきたいと思えますし、併せまして、議会活動の中においても、それらについてもキチとした律し方がご提言がいただけるとさらにありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

梶田稔議員質問

部長の答弁を聞いていると、黙って聞いておってはいかんと思うもんだから、つつい立ってしまうんだけど、本当にいい加減にしなきゃいかんよ。

私は、27回の契約の内、25回上回っておって、2回下回っていると。2回のうちの1回が昨年12月の平均価格と契約の金額ですよ。その前の月の11月はいくらになってますか。同じ119円でしょう。12月1日付の覚書の金額はいくらになってますか。119円になってるでしょう。60銭わずかと言ったって、11月は上回っていますよ。

僕が、インターネットでプリントアウトした数字がいい加減だと言いたいんですか。あるいは、僕が総務課からもらった覚書の写しのコピーが実物とは違うと言ってるんですか。私がもらった総務課からの実物のコピーでは、16年11月1日から契約書には、119円70銭になっていますよ、覚書の契約金額。石油情報センターの金額は、119円ですよ。わずかとは言え、契約金額、覚書の金額のほうが上回っているでしょう。

まさに、例外的に、昨年12月は上回っているだけの話ですよ。部長は、答弁に先だっ

て言い訳になるけれどもと言ったけれども、まさに言い訳そのものであって、大勢は上回っているわけですから、私は、真摯に受け止めて、価格交渉を含めて、契約については見直してもらいたいと。

つじつまがというのか、やり方に矛盾があるでしょう。町内に事業所を置く第一地区の組合員と町長の間で覚書を取り交わすと一方でおきながら、その武豊町内にあるガソリンスタンドが参加していない部分が一部にある。平成17年1月からは、いわゆる安売りスタンドと言われる業者からは、契約無しに給油が始まったと、これはもう論理矛盾以外の何者でもない。

本気で改善して欲しいですね。わずかな金額で、がたがた言うな、という性質のものでなくて、本当に公の立場で、町民から預かった税金という公の金を使う使い方として、真剣に改めて欲しいと、そんなにまとまった金額ではないにしても、税金の使い方として、考え直して欲しいという提起です。

もう一度、お答え下さい。

石川憲夫総務部長答弁

価格の在り方については、ご指摘の通りでありまして、その通り、これからも、いままでもやってきたつもりであります。これからもそれ以上にがんばっていきたいというふうに思います。

ただ、ご指摘の価格につきましては、1回また、この会議が終わってから、突き合わせをしたいと思います。確かに、16年11月は119円70銭で、県が119円です。その前の平成16年9月1日につきましては、県が118円、私どもが117・6円。さらに、さかのぼりますと、平成15年6月1日、県が101円、町が100円というようなことで、それらを数えたお話を申し上げたわけですが、見方が間違っておる可能性もあるかも知れませんが、一回終わってから調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

森田義弘議長

以上で、梶田稔君の質問を終わります。

これより、しばらく休憩をします。なお、再開は午後4時50分とします。